

指宿広域市町村圏組合職員の再任用制度実施要綱

(平成26年指宿広域市町村圏組合訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、指宿広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第4号。以下「再任用条例」という。）に基づく、定年退職者等の再任用（以下「再任用」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職者等 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項及び再任用条例第2条に定める者をいう。

(2) 再任用 法第28条の4から第28条の5までの規定により、定年退職者等を採用することをいう。

(再任用)

第3条 再任用は、再任用の対象となる職について、その職を定年退職者等で補うことが必要な場合に行うものとする。

(採用)

第4条 再任用職員の採用は、再任用を希望する者について、業務に係る職務遂行能力の実証に基づき、選考により行うものとする。

2 職務遂行能力の実証は、直前の再任用期間又は定年退職前の勤務実績等に基づく審査により行うものとする。

(任期)

第5条 再任用職員の任用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(任期の末日)

第6条 再任用を行う任期の末日は、再任用条例第4条に規定する日とする。

(配置)

第7条 再任用職員の配置は、対象者の知識、経験、適性等を総合的に勘案して

決定する。

(職名)

第8条 再任用職員の職は、指宿広域市町村圏組合事務局の組織及び事務分掌等に関する規則（平成25年指宿広域市町村圏組合規則第11号）第3条第2項に規定する役付職員のうち主査の職とする。ただし、第14条第1項に規定する別表第1の再任用職員の区分の級を適用する場合は、この限りでない。

(勤務形態)

第9条 再任用職員の勤務形態は、短時間勤務（法第28条の5の規定に基づく短時間勤務の職に採用する職員の勤務形態をいう。）とする。

(勤務時間)

第10条 再任用職員の勤務時間は、週15時間30分から週31時間までの範囲とし、再任用職員ごとに管理者が決定するものとする。

(週休日)

第11条 再任用職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間に設けるものとする。

(休暇)

第12条 再任用職員の休暇等は、次の各号によるものとする。

- (1) 年次有給休暇 20日を基準に勤務時間に比例した日数とする。
- (2) 病気休暇 90日までとする。
- (3) 特別休暇及び介護休暇 定年前の常勤職員と同様の手続に基づき認められた日数とする。

(再任用の申請)

第13条 再任用を希望する者又は再任用の任期の更新を希望する者は、毎年9月末日までに管理者に再任用希望申請書（別記様式）を提出するものとする。

(職務の級及び給料月額)

第14条 再任用職員の職務の級は、退職時の職務の級にかかわらず、再任用職員の職務の内容に応じて、指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第3条本文の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。次条において「給与条例」という。）別表に規定する再任用職員の区分の3級又は指宿市技能・労務

職員の給与に関する規則（平成18年指宿市規則第32号）別表第1に規定する再任用職員の区分の級を適用する。

2 再任用職員の給料月額、前項に規定する職務の級の給料月額に再任用職員の勤務時間に基づき、定年前の常勤職員の勤務時間との比例計算により算出する。

3 再任用職員は、昇格及び昇給しないものとする。

（手当）

第15条 再任用職員に支給する手当の種類及び方法は、次の各号によるものとする。

(1) 通勤手当及び特殊勤務手当 定年前の常勤職員と同様の手続により支給する。

(2) 時間外勤務手当 前条第2項により算出した額に基づき、定年前の常勤職員と同様の手続により支給する。

(3) 期末手当及び勤勉手当 給与条例及び指宿広域市町村圏組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第21号）第2条の規定により準用する指宿市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成18年指宿市規則第34号）に基づき支給する。

（旅費）

第16条 公務のために旅行する再任用職員に対して支給する旅費は、指宿広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第22号）第2条の規定により準用する指宿市職員等の旅費に関する条例（平成18年指宿市条例第49号）及び指宿広域市町村圏組合職員等の旅費支給規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第23号）第2条の規定により準用する指宿市職員等の旅費支給規則（平成18年指宿市規則第36号）に定めるところによる。

（服務）

第17条 再任用職員の服務は、指宿広域市町村圏組合職員服務規程（平成6年指宿広域市町村圏組合訓令第7号）を適用する。ただし、指宿広域市町村圏組合職員の服務の宣誓に関する条例（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第12号）第2条に規定する宣誓書は省略するものとする。

（解職）

第18条 再任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その職を解くことができる。ただし、第3号に該当する場合であつて、再任用職員が公務上の負傷や疾病に起因して療養する場合には、当該療養期間は、これを行うことができない。

- (1) 再任用職員が退職を願い出たとき。
- (2) 勤務成績が不良のとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行に支障が生じ、又はこれに耐えられないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その職務遂行に必要な適性を欠くとき。

(公務災害等の補償)

第19条 再任用職員の公務上の災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

(健康保険等)

第20条 再任用職員は、次の各号に掲げる社会保険のうち該当するものの被保険者になるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険

(雇用保険)

第21条 再任用職員は、勤務時間等に応じて雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者になるものとする。

(定数管理)

第22条 再任用職員の定数管理は、その任用により軽減された定数内職員の業務量に見合う分を定数相当分とみなす。

(委任)

第23条 この訓令に定めるもののほか、再任用制度の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年3月25日から施行する。

再任用希望申請書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合管理者 殿

所 属（又は住所）
職 名
氏 名
電 話

印

指宿広域市町村圏組合職員の再任用制度実施要綱第13条の規定により、再任用を希望しますので、次のとおり申請します。

記

1 希望する業務

	部 署	業務内容等
第1希望		
第2希望		

2 在職中経験した主な業務

3 希望する再任用の年数（ ）年

4 年金受給資格の取得予定年月日 年 月 日

5 本人の状況

生年月日	年 月 日	職 名	
勤続年数	年 月	現在の給料	級 号給
健康状態	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 少し弱い <input type="checkbox"/> 治療中 （病名 ）		

6 取得している資格又は免許

資格・免許の種類	取 得 年 月 日	備 考

7 その他の要望事項

--

